国連勧告に基づく化学物質の危険有害性の程度等の分類について

- 1 平成15年に、人の健康の確保、化学品の国際取引を促進すること等を目的に、化学物質の危険有害性を、引火性、発がん性、生殖毒性等の約30項目に分け、それぞれの危険有害性ごとに、その程度等を分類(区分け)し、危険有害性の程度等に応じてドクロマーク等の絵表示を付すこと、一定の手順により化学物質の危険有害性等の詳細を記した文書(MSDS)を作成すること等を内容とする「化学品の分類及び表示に関する世界調和システム(The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals)」が、国際連合から勧告(GHS国連勧告)として公表され、APEC域内においては、平成18年末までの実施が求められている。
- 2 GHS 国連勧告に基づく化学物質の危険有害性の程度等の分類(区分け)作業は、一定の基準に基づき、個々の化学物質の試験結果、文献等から、当該物質の危険有害性の程度等を分類(区分け)することから専門的な知識が必要である。
- 3 これらを踏まえて、厚生労働省は、表示・MSDS が必要な化学物質について、関係省庁と連携の上、専門家を活用し、発がん性、生殖毒性等の危険有害性の程度等の分類等を行い、その結果を公表することとしている。
 - (参考) 危険有害性の程度等の分類 (区分け) の基準の概要 (生殖毒性の場合)
 - 区分1 A:人に対して生殖機能又は生殖能力あるいは発生に悪影響を及ぼ すことが知られている物質
 - 区分1 B:人に対して生殖機能又は生殖能力あるいは発生に悪影響を及ぼ すと考えられる物質
 - 区分2:人に対して生殖毒性又は発生毒性が疑われる物質